

令和8年度 恵庭市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用に関するキャンセルポリシー

1. 「こども誰でも通園制度総合支援システム。以下システムとする。」にて利用予約が完了した時点で本キャンセルポリシーの対象となります。
2. 利用日を変更したい場合または利用をキャンセルする場合は、利用日の前日までにシステムにて利用日の変更をして下さい。
3. キャンセルが認められるためには、利用者からのキャンセル連絡を実施施設が確認し、応答等をしたことをもって成立したものとします。
4. 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できるだけ速やかに予約した施設へ電話連絡の上、システムにて利用予約をキャンセルして下さい。
 - 1)利用日の前日まで発熱(37.5度以上)があった場合。
 - 2)利用日当日に発熱がある場合。
 - 3)発熱の症状がなくとも体調の崩れが見られる場合。
 - 4)利用者本人もしくはご家族が感染症等に罹患し、他の利用者への感染のリスクがある場合。
5. 利用の無断キャンセルは、施設や他の利用者の迷惑となりますので、控えて下さい。
6. 利用の無断キャンセルや度重なる予約変更等をされた場合には、利用をお断りする場合があります。
7. 利用日の前日以降のキャンセルの場合は利用があったものとみなし、予約時間どおりに利用したものとみなされます。
8. 利用料等を滞納し、早期支払いに応じない場合は、利用をお断りする場合があります。
9. その他ここに記載のない事項については、場合により利用者、実施施設、市で都度協議する。

別表

	(※1)利用日の前日までに キャンセルの連絡をした場合	(※1)利用日の前日以降にキャン セル連絡をした場合	無断キャンセル
利用時間枠の消費	なし	予約した利用時間予定分	
利用料 (キャンセル分)	なし	予約した利用時間分の利用料金	

(備考)

※1.「利用日の前日」とは、土日祝日や年末年始も含まれます。

通常保育を含む施設の開所日のうち、利用日の1営業日前のことをいいます。

(例)月曜日～金曜日に開所している施設で、利用日が月曜日の場合 ⇒前日は「前週の金曜日」

月曜日～土曜日に開所している施設で、利用日が月曜日の場合 ⇒前日は「前週の土曜日」

月曜日～土曜日に開所している施設で、月曜日が祝日、利用日がその翌日の火曜日の場合
⇒前日は「前週の土曜日」

※2. 年末年始の期間については、その直前の施設の開所時間内とする。

※3. 利用料の減免決定を受けている場合は、決定内容に従って利用料が減免されます。

※4. 利用料とは別に利用施設により実費分が発生する場合の取り扱いは、利用施設にお問合せ下さい。